

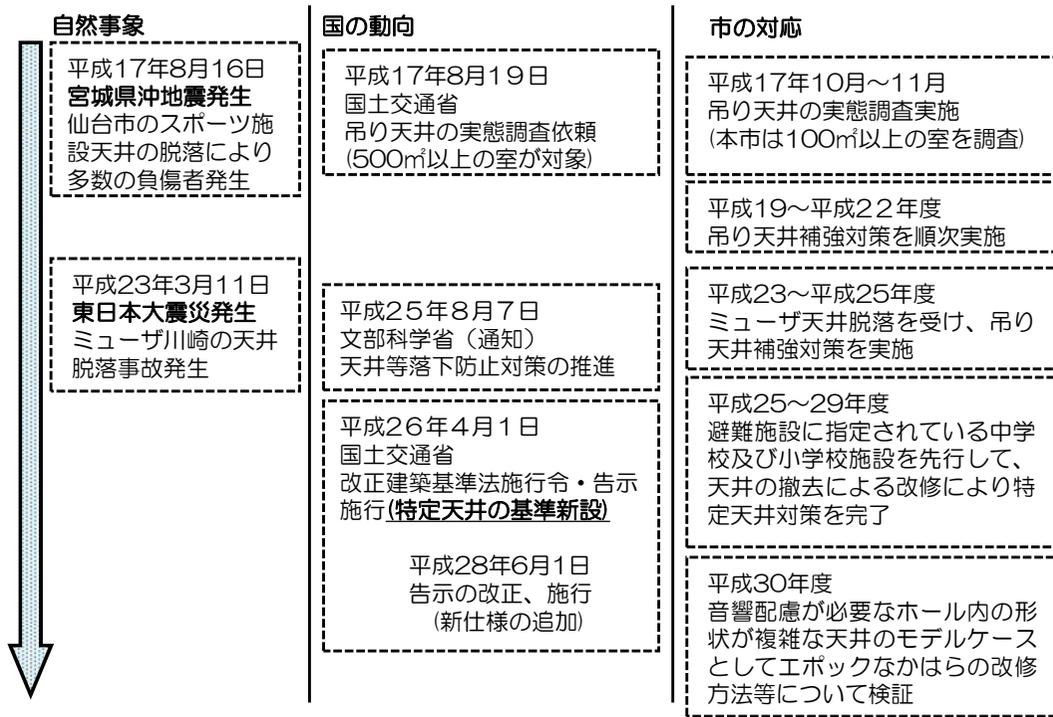
# 公共建築物の特定天井対策について

参考資料 1

## 1 背景・経緯

東日本大震災等で大規模空間の天井脱落が多数生じたことを受け、本市は吊り天井の補強対策(振れ止め設置、接合部分補強等)を行い、安全性向上を図ってきましたが、平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、特定天井※1の基準が新設されたことにより、本市の一部の既存施設の特定天井は、現行の法令基準に合わない、既存不適格※2となっています。この間、避難施設である学校の特定天井対策を先行して進め完了しています。今後、他の公共建築物の特定天井対策について方針を定めます。

※1：人が日常立ち入る場所にある吊り天井であって、①6mを超える高さにあり、②その水平投影面積が200㎡を超え、③天井部材の重さが2kg/㎡を超えるもの。  
 ※2：法改正等により現行法基準に適合しないこと。増改築等をする場合には、現行法基準に適合させる等の必要がある。



## 2 特定天井対策の考え方

- (1)大規模地震発生時における市民利用施設のさらなる安全性向上や、施設機能の維持等を考慮し、「川崎市地震防災戦略」等の対象期間を踏まえながら、令和7年度までを目途に、特定天井対策を進めます。
- (2)既存不適格となっている全ての特定天井を改修します。(対象期間内に解体・閉館予定の施設及び、落下防止措置済みの施設は除く。)
- (3)対応方針を作成し、対策を推進します。

## 3 対象施設及び対策の進め方

(1)対象施設は以下の表に示す、28施設37室です。(参考資料2参照)

グループ	対象施設一覧		
①	市区庁舎、病院、帰宅困難者一時滞在施設等の災害時に拠点となる施設	17施設	21室
②	上記以外の市民利用施設	10施設	15室
③	都市インフラを支える施設(駅などの自由通路等)	1施設	1室
	合計	28施設	37室

(2)脱落危険度や施設機能の重要度等を考慮のうえ優先順位付けを行い、対策を進めていきます。なお、対象施設のうち再編整備に伴う改修工事がすでに計画されている労働会館については、施設の改修計画と併せた特定天井対策を進めます。

### 脱落危険度の要素

- ①天井の吊り長さ：長い場合は揺れやすい
- ②天井の単位重量：重い場合は脱落しやすい
- ③天井直下が固定席：避難しづらい

+

### 施設機能の重要度等の要素

- ①防災計画上の位置づけ
- ②市民利用サービスの確保
- ③長寿命化対策工事との連携
- ④診断・改修技術の進展状況

## 4 改修方法

改修方法の種類	適用する施設	施設例
①撤去による改修	機能上、吊天井の撤去が可能な施設	庁舎エントランスホールやスポーツセンターの体育室等を想定
②撤去及び新設による改修	機能上、吊天井の撤去のみでは支障となる施設	市民館ホールその他音楽ホールを想定
③落下防止措置による改修	①又は②による改修を行う事が著しく困難な場合や、再整備等の予定がある施設で、それまでの期間内に対策を講じる必要がある場合など	—————

## 5 今後の予定

令和元年6～10月	対応方針作成
令和元年11月	対応方針策定・公表
令和2年4月～	対策の推進